

所得税の確定申告／市・府民税の申告

2月16日～3月15日
窓口の受付は2/18(月)から

申告書は自分で書いて 郵送でお早めに

所得税の確定申告

●確定申告をしなければならない人

①事業所得や不動産所得などがある人で、平成13年中の所得の合計額から所得控除額を差し引きした金額を基にして算出した税額が配当控除額と定率減税額を超える人

②サラリーマンの方で、給与の年収が2000万円を超える人・給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人・給与を2か所以上から受けている人 など

●確定申告すれば源泉徴収された税金が戻る人

①マイホームをローンなどで取得

し、または増改築した人
②多額の医療費をはらった人(保険金などで補てんされた金額を除く)
③年の途中で退職し、年末調整を受けなかった人 など

●確定申告相談所の開設

税理士・右京税務署・右京納税協会による申告相談所を下の表のとおり開設します。

●還付申告相談センターのお知らせ

サラリーマンなどの所得税の還付申告は、次の会場でもできますので、ご利用ください。

■日時 2/5(火)～19(火)(土・日・祝祭日を除く) 午前10:00～午後4:00

■会場 JR高槻駅前総合市民交流センター8階

税務署では、申告納税制度の趣旨から確定申告書などを、自分で作成していただき、職員は作成のための助言を行う「自書申告」を推進しています。

※還付申告書や公的年金受給者に係る確定申告書などについては、申告期間中、市役所でもお預かりします。

※申告書などは、コンピュータで

直接読み取りますので枠内にていねいに記入してください。

●お問い合わせ
右京税務署 ☎311-6366

市・府民税の申告

●市・府民税の申告をしなければならない人

平成14年1月1日現在、向日市に住所があり、次に当てはまる人

①平成13年中に給与・営業等・配当・不動産などの所得のあった人
②市・府民税申告書が送られてきた人

③収入が公的年金だけで、年金支払者から報告される公的年金等支払報告書に記載されていない控除を受けようとする人

●市・府民税の申告をしなくてもよい人

①平成13年中の所得が給与のみで、勤務先から給与支払報告書を市に提出済みの人

②平成13年分の確定申告をする人

●お問い合わせ
税務課市民税係(内線222、223)



Table with columns for dates (18-28 Feb, 1-7 Mar) and rows for venues:向日市民会館, 長岡京市立産業文化会館, 大山崎町中央公民館, 社団法人右京納税協会. Includes a legend for tax consultation symbols.

NEWS AND TOPICS

花と緑の都づくり 「温州みかん」の苗木を配付します

市では、市民のみなさんとともに、緑豊かで潤いがあり、快適に暮らせる「花と緑の都づくり」を目指しています。

今回、市民のみなさんに、緑を育て、より緑に親しんでいただくため、家庭果樹の「温州みかん」の苗木200本を希望者に配付します。

希望者は、2/11(月)(必着)までに、往復はがき(1世帯につき1枚)に住所、氏名、年齢、電話番号、緑化事業に対する意見を記入のうえ、都市整備課(内線267)へ申し込んでください。

配付決定者(申込み多数の場合は抽選)には、返信はがきで連絡します。配付は2月下旬の予定です。

本市のサービスを紹介 市民ガイドブックをご活用ください

市が提供するサービスをまとめた「市民ガイドブック」を発行しました。1月下旬から各区事務所を通して配付していますが、2月中旬に届かない場合は、秘書広報課広報係(内線240)へご連絡ください。



市長のひとこと「机の上のパソコン」

昨年12月から市長室にある私のデスクにパソコンがおかれまして。クリック一つで、財務会計や文書管理システムに登録されたデータをパソコンの画面上から見る事ができるものです。これまで、家庭では年賀状の宛名書きや文書の作成などにパソコンを使っていましたが、市長になってからはなかなか縁遠いものでした。

市役所全体の電子化がすぐそこまで来ています。事務の効率化・簡素化を推進する機器の導入やシステムの構築は必要なことですが、市民の皆様との対話やふれあいは電子機器の中だけで終わることはありません。まちづくりを進める上で、直接お会いしお話しすることの大切さを、パソコンのキーを打ちながら思うところです。

笑顔が輝く健康都市
向日市長 岡崎 誠之

ご存じですか?

児童扶養手当 特別児童扶養手当



お問い合わせ 児童家庭課母子児童係(内線349)

児童扶養手当とは

父のいない家庭の児童、又は父がほぼ1級程度の重度障害の状態にある家庭の児童の心身が、すこやかに成長するように、その児童の母又は母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

○支給の対象となる児童

18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童もしくは20歳未満の中程度以上の障害がある児童で次のいずれかに当てはまる場合、支給の対象となります。「父母が離婚した後、父と別れて生活している児童」「父が死亡した児童」「父が重

度障害の状態にある児童」「父が生死不明の児童」「1年以上、父から遺棄されている児童」「1年以上、父が法令により拘禁されている児童」「婚姻によらないで生まれた児童」など

○支給の対象とならない場合

「支給の対象となってから正当な理由がなく支給を受けず5年以上たっているとき」「日本国内に住んでいないとき」「手当が受給できる人又は児童が公的年金を受けられるとき」「児童が児童福祉施設に入所しているとき」などは、支給の対象になりません。

「婚姻をしたとき又は婚姻の届出はなくても実際に婚姻と同様の状態になったとき」「受給している人もしくは児童が公的年金を受けようになったとき」「児童

が父親に引き取られたとき」などは、支給される資格がなくなりますので、速やかに届け出てください。

特別児童扶養手当とは

中程度以上の身体障害や知的障害のあるお子さん(20歳未満)を家庭で養育・介護している人に支給されます。

児童が児童福祉施設に入所したとき、日本国内に住んでいないときなどは、支給される資格がなくなりますので、速やかに届け出てください。

※両手とも、外国人の方についても、対象となります。また、受給している人及び扶養義務者(同居している両親など)の所得による制限があります。